第五・七条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、遅延すれば回復し難い損害を引き起こすこととなる危機的な事態が存在する場合には、他方の締約国の原産品の輸入の増加が自国の国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしていることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第五・二条2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、とろうとする暫定的な二国間セーフガード措置について、当該暫定的な二国間セーフガード措置をとる日までに、他方の締約国に対し書面により通報する。両締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに協議を開始する。その通報には、危機的な事態の存在についての証拠、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする暫定的な二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号並びに当該暫定的な二国間セーフガード措置の正確な説明を含める。

3　暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、第五・四条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第五・三条1に規定する適用期間に算入される。

4　第五・三条5の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる第五・四条1に規定する調査により、当該暫定的な二国間セーフガード措置の対象となる原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定が行われない場合には、払い戻される。

第五・八条　雑則

第五・五条1及び前条2に規定する通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

第C節　世界向けのセーフガード措置

第五・九条　一般規定

1　この章のいかなる規定も、一方の締約国が千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づき他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

2　この節の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

第五・十条　セーフガード措置の適用

締約国は、同一の産品について、次の措置を同時にとり、又は維持してはならない。

(a)　前節に規定する二国間セーフガード措置

(b)　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定に基づく措置

(c)　附属書二―A第三編第C節に定めるセーフガード措置

第D節　ダンピング防止措置及び相殺措置

第五・十一条　一般規定

1　両締約国は、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく権利及び義務を維持する。

2　この節の規定は、第二十二章の規定による紛争解決の対象とならない。

3　第三章の規定は、この協定に基づくダンピング防止措置及び相殺措置については、適用しない。

第五・十二条　透明性及び重要な事実の開示

1　各締約国は、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づき、公正なかつ透明性のある態様によりダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行う。

2　各締約国は、ダンピング防止協定第七条及び補助金及び相殺措置に関する協定第十七条に規定する暫定措置をとる前に又はとった後速やかに、いかなる場合であっても最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、暫定措置及び確定的な措置をとるかどうかを決定するための基礎とするものの十分な開示を確保する。重要な事実の十分な開示は、ダンピング防止協定6.5及び補助金及び相殺措置に関する協定12.4に定める秘密性に関する要件に影響を及ぼすものではない。当該開示は、書面によって行われるものとし、利害関係者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

3　2の規定に従って行われる重要な事実の開示には、特に次のものを含める。

(a)　ダンピング防止のための調査については、定められたダンピングの価格差並びに正常の価額及び輸出価格を定めた根拠及び方法についての十分詳細な説明並びに正常の価額と輸出価格との比較に用いた方法（あらゆる調整を含む。）についての十分詳細な説明

(b)　相殺関税に係る調査については、相殺関税の対象となる補助金についての決定（補助金の存在を決定するに当たって用いた額の計算及び方法に関する十分詳細な情報を含む。）

(c)　損害の決定に関連する情報（ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響、正常の価額を下回る価格の計算において用いた詳細な方法、ダンピング輸入が国内産業に結果として及ぼす影響並びにダンピング防止協定3.5に規定するダンピング輸入以外の要因の検討を含む因果関係の立証に関する情報を含む。）

4　締約国の調査当局（注）は、ダンピング防止協定6.8の規定に従って知ることができた事実を利用する意図を有する場合には、利害関係者に対してその意図を通知し、及び当該知ることができた事実の利用に至った理由を明確に示す。当該調査当局は、合理的な期間内に更に説明を行う機会を与えた後、当該利害関係者によって行われた説明に満足することができないと認める場合には、重要な事実の開示に当たり、当該調査当局が代わりに利用した当該知ることができた事実を明確に示す。

注　この節の規定の適用上、日本国については、調査当局には、関係調査当局を含む。

第五・十三条　公共の利益の考慮

輸入締約国の調査当局は、産品についてダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査を行う場合には、同種の産品の自国内の生産者、調査の対象となる産品の輸入者、当該産品の産業上の使用者及び当該産品が一般に小売段階で販売されているときは代表的な消費者団体に対し、自国の法令に従い、ダンピング防止のための調査及び相殺関税に係る調査についての見解（ダンピング防止税及び相殺関税がこれらの者の状況に与える潜在的な影響に関するものを含む。）を書面により提出する機会を与える。

第五・十四条　ダンピング防止のための調査

輸入締約国は、自国の調査当局が輸出締約国からの産品に関するダンピング防止のための調査の開始を求める書面による申請であって、自国の国内産業によって又は自国の国内産業のために行われるものを受領した場合には、当該調査を開始する少なくとも十日前までに当該申請について輸出締約国に通報する。

第五・十五条　ダンピング防止税及び相殺関税の賦課（「レッサー・デューティー・ルール」）

輸入締約国の調査当局は、課すべきダンピング防止税の額をダンピングの価格差に相当する額とするか若しくは当該相当する額よりも少ない額とするかについて、又は課すべき相殺関税の額を補助金の額に等しい額とするか若しくは補助金の額よりも少ない額とするかについて、それぞれ、自国の法令に従って検討することができる。

第六章　衛生植物検疫措置

第六・一条　目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

(a)　両締約国間の貿易への悪影響を最小限にしつつ、衛生植物検疫措置の作成、採用及び実施を通じて、人、動物又は植物の生命又は健康を保護すること。